

第6期古賀市介護保険運営協議会（平成27年度第2回）会議録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則第6条に基づき会議録を作成する。

1. 日時 平成27年8月24日（月）19時00分から22時11分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201・202研修室
3. 出席委員 甲斐信博 会長、福岡綱二郎 副会長
大久保康裕 委員、神徳美奈子 委員、檜山信夫 委員
酒井康江 委員、京谷千恵子 委員、渡部典子 委員
内田理加子 委員、古川真澄 委員
4. 欠席委員 なし

5. 議題

- (1) 「介護予防・日常生活支援総合事業（平成28年度実施）」の取り組み状況について
- (2) 平成27年度古賀市介護予防支援業務委託事業所について

6. 資料

- 【資料1】古賀市における介護予防・日常生活支援総合事業の実施について（素案）
- 【資料1-2】基本チェックリスト
- 【資料2】平成27年度古賀市介護予防支援業務委託事業所 一覧

7. 署名（規則第6条第2項）

会長	印
会長の指名する出席委員	印

8. 議事の概要

- (1) 「介護予防・日常生活支援総合事業（平成28年度実施）」の取り組み状況について

介護支援課より、古賀市における介護予防・日常生活支援総合事業（素案）について説明。

【質疑】

○訪問型Aの簡単な掃除、買物、調理の利用者負担額は、1回100円か。

⇒そのとおり。

○訪問型Aの専門性の高い調理とは何か。

⇒塩分を控えたものややわらかいものなど、その方に合った食事を提供することである。

○訪問型Aで、24時間対応とあるが、基準緩和の中で介護サービス事業所が24時間対応することを求められるのか。

⇒24時間体制と捉えてもらっていい。何かあれば、連絡がつく体制と思ってもらってよい。

○現行からの移行の中で、サービスの継続が必要な人とは、どういう人を想定しているのか？

⇒チェックリストを基本にして、判断していく。認知症等の疾患がある人等個々の状態によって判断していきたいと考えているが、今後判断基準を検討していきたい。

○既にサービスを利用している人は、本人の意向があれば現行からの移行のサービスは利用できるか。本人の選ぶ権利はあるか。

⇒現在利用している人であれば、利用できる。

○チェックリストを実施し、誰がどんな判断でサービスの種類を選んでいくのか。

⇒新規申請者の場合、チェックリストを実施し、地域包括支援センターのケアマネジャーが判断を行う。利用できるサービスは、生活支援ではなく、入浴介助等の身体介護である。

○通所型を既に利用している人であっても、現行からの移行をせず、基準緩和Aを選択することができるか。

⇒そのとおり。

○サービスを利用しようとする場合、介護認定で要支援1・2が出るかもしくはチェックリストで必要と認められるかの2通りの方法があると考えていいか。

⇒そのとおり。

○訪問型の現行からの移行で、今まで身体介護と生活介護の両方のサービスを利用していた場合、現行からの移行で身体介護を利用し、基準緩和Aで生活介護のサービスを受けるのか。

⇒現行からの移行（身体介護）については、まるめのサービスとなるため、この中で身体介護と生活介護の両方のサービスを提供することとなる。

○訪問型の基準緩和A、住民支援Bの1回あたりの時間は。

⇒1回あたり1時間程度と考えている。

○今年度から介護保険の利用者負担割合が2割となった人がいるが、この表に記載されている利用者負担額は、1割の金額が記載されているのか。

⇒そのとおり。2割負担の人は、金額が2倍になる。

○住民主体による支援Bにおいて、委託先としてシルバー人材センター以外で名前は挙がっているか。

⇒現段階では、申し上げられない。

○通所型現行からの移行の中で、認知症、医療処置、難病等により専門的なケアを必要とする人であると判断するのは、誰か。

⇒地域包括支援センターのケアマネジャー。

○緩和基準Aや住民支援Bを創設したのは、それほど身体介護を必要としない人にかかるコストを下げ、効率化を図る目的があるのか。

⇒そのとおり。給付費を全体的に下げる目的がある。

○チェックリストの評価方法、採点方法は決まっているか。

⇒国が決めた基準がある。

全国統一の基準なのか。

⇒そのとおり。

○新しい事業を始めた場合、どの位市の負担が削減できるのか。

⇒通所型、訪問型で、それぞれ月100万円程度削減できると推測している。

○一見給付費が増えるのではないかと感じていたが、減るのか。

⇒現行型の単価が月あたり2、3千円位なので、基準緩和Aにすると2千円になり、市の負担は減ると考えている。

そうすると、事業所に入ってくるお金が減ることになるが。

⇒その様になってしまうかもしれないが、今後は事業所だけではなく、地域住民にも担い手になってもらい、その方々も元気になっていただきたくという総合事業の考えに沿ってやっていきたい。

○現行から移行をした場合、利用できるサービスが削減されることも考えられるが、その削減される内容に関して、市の関与はあるのか。

⇒基本的に地域包括支援センターのケアマネジャーが介入する。

一人ひとりの利用者ごとに削減される内容が違うのか。

⇒そのとおり。その方に応じて、内容を決めていく。

○事業所によっては、今後このサービスはやりませんと一方的に断られる場合が考えられるが、

その場合市がチェックをしてくれるのか？

⇒地域包括支援センターのケアマネジャーが関与していくので、当然市のチェックという事になる。

○今までは、ヘルパーが対応してくれていたのに、資格のないシルバーさんになることも出てくるのではないか。

⇒30時間程度の養成講座を受け、登録をしてもらい、サービスの担い手になってもらう。

30時間という時間の設定は、ホームヘルパーの初任者研修と同様と考えてよいか。

⇒ホームヘルパー初任者研修は50時間なので、その中から抜粋して、30時間研修を実施していきたい。

講習を受けた方は、どういう資格になるのか？

⇒全国的に通用する正式な資格ではないが、古賀市でこのような事業に参加できるという認定証の様なものを出したいと考えている。

○通所型住民主体による支援Bについて、行政区によって設定金額が違ってくると思うが、市からチェックしてもらえるか。

⇒これからの検討課題である。チェックすることも必要かなと考えている。

○花鶴3丁目区で、お困り事の訪問対応を行っているが、1回あたり200円である。住民主体による支援Bで、行政区ごとに利用金額が違ってくるのは、問題がある。市に届けをしてもらい、許可を出すことも必要ではないか。

⇒行政が中核となって、総合事業を進めていくのは、ある程度計画的にいき、うまくいくと思われるが、住民主体という主旨から、実施者の自主性も尊重していく必要がある。行政が介入すると、不満も出る。地域の主体性を尊重したい。

○平成28年度以降も、支援の方に対するケアプラン作成は、市の地域包括支援センターもしくはその委託事業所のケアマネジャーが作成するのか。

⇒そのとおり。

○通所型には、デイサービスとデイケアがあるが、この総合事業の通所型は、デイサービスのみか。

⇒そのとおり。

デイケアの利用者はどうなるのか。

⇒これまで通りのサービスを利用する。

○平成28年度から移行した場合、どのような問題点を想定しているか？

⇒利用者への理解が必要だと考えるため、丁寧にご説明していくことが重要。併せて、事業者

へも理解をして頂けるよう、密に連携を図っていきたい。

9. その他

- ・議事録について

署名については甲斐会長と渡部委員にお願いする。

- ・次回開催日程について

11月27日（金）の予定

10. 議事2

地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）指定候補事業者については非公開とする。